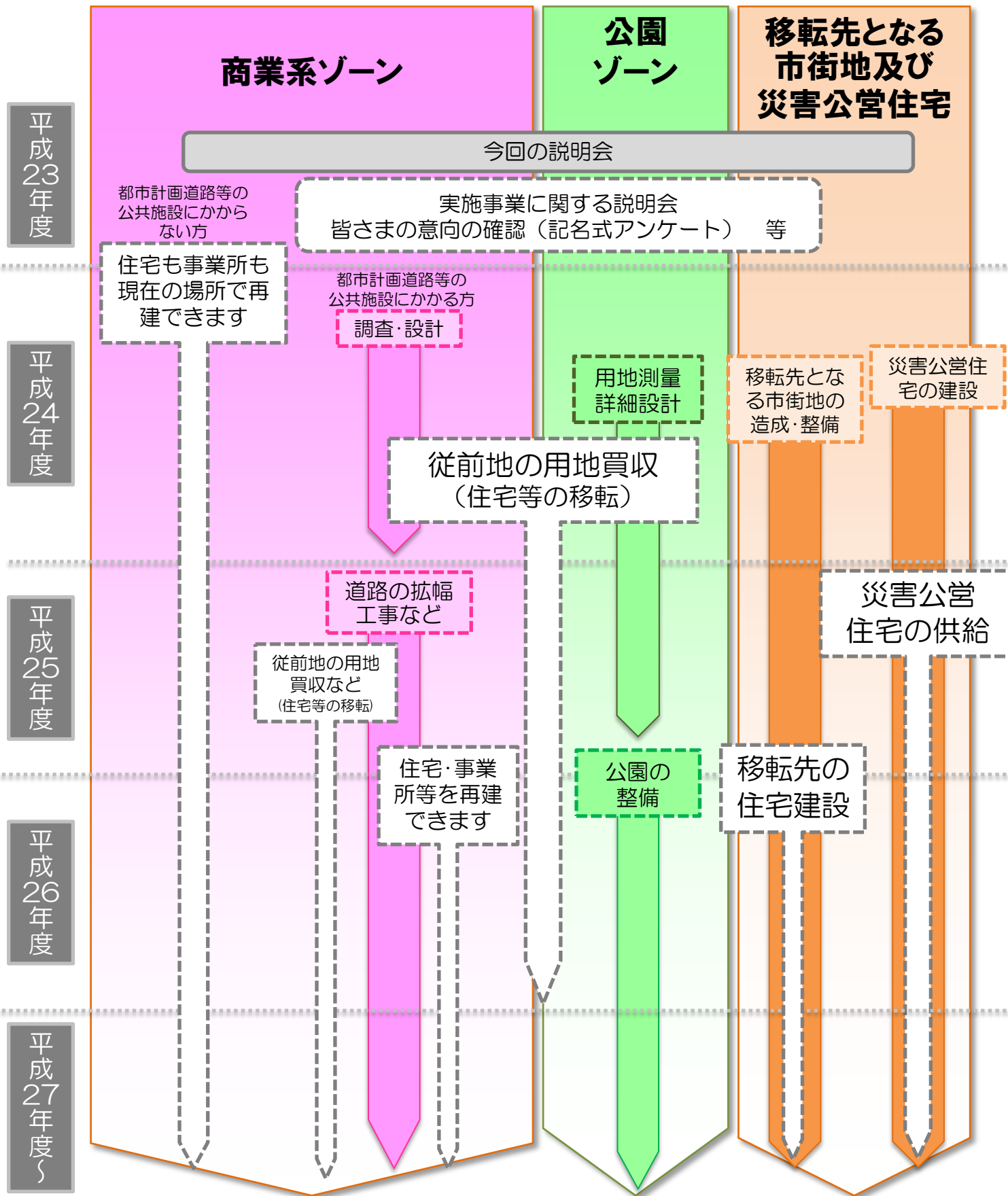


住宅再建のスケジュール

※以下のスケジュールは、今後の事業進捗状況等により、変更する場合があります。



<<この資料に関するお問い合わせ先>>

石巻市基盤整備 相談窓口（市役所庁舎5階） 株式会社オオバJV
 電話番号 0225-95-1111（内線5946, 5951~5954）

住吉・中央・門脇地区の復興まちづくり

住吉・中央・門脇地区の復興方針

●河川堤防や避難路などを整備し、災害に強いまちづくりを行うとともに、河川堤防と一体となったまちづくりを行います。

津波避難の考え方

迅速な避難行動や救急活動が行えるように、緊急輸送路（都市計画道路／赤線）や避難路（青線）を確保します。

商業系ゾーン

河川堤防から内陸側は、現在の場所でそのまま住むことや店舗などを再開できる場所となります。ただし、今回のような大津波が発生した場合に円滑に避難行動が取れるよう、新たな都市計画道路の整備や既存の道路を活かしながら基幹となる避難路などを整備します。

また、居住機能などの集積や景観づくりなどによって、にぎわいある中心市街地の形成を図ります。

⇒市街地再開発事業、街路事業等

公園ゾーン

中瀬については、内海橋や石ノ森萬画館などを活かしながら、観光のシンボルとなる公園として整備します。

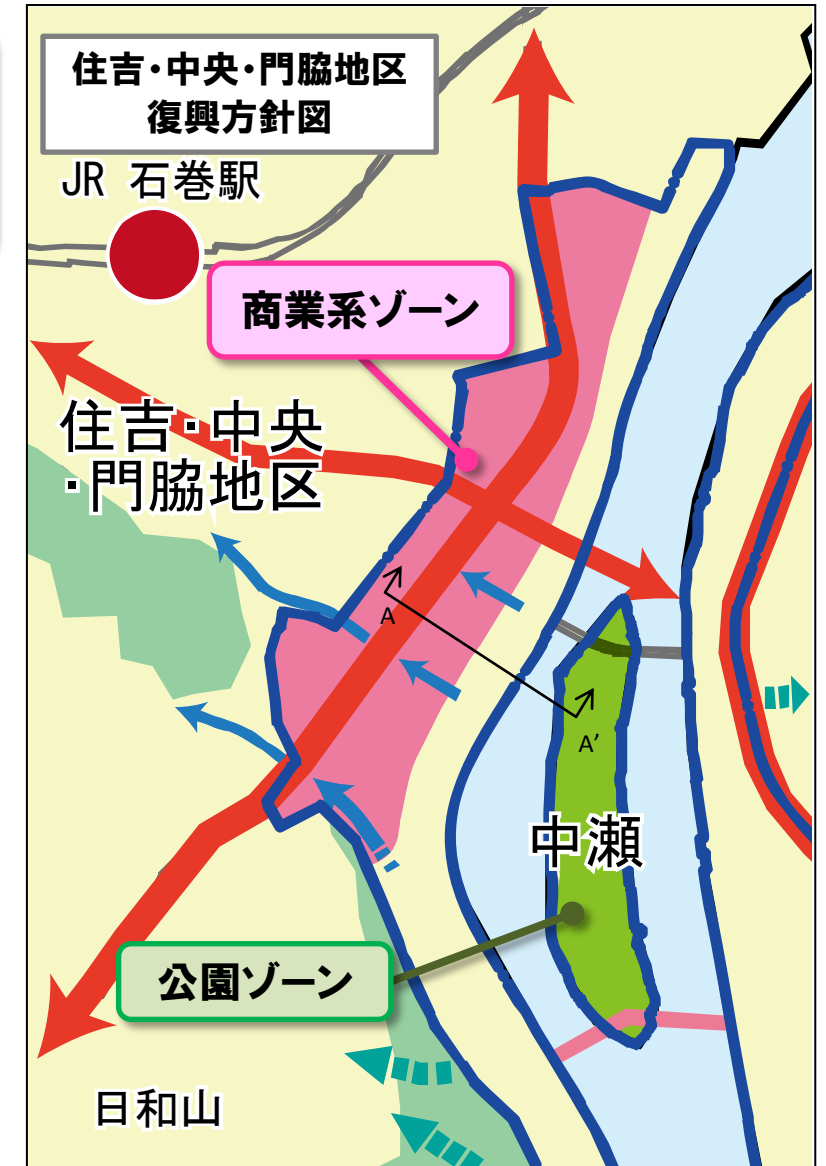
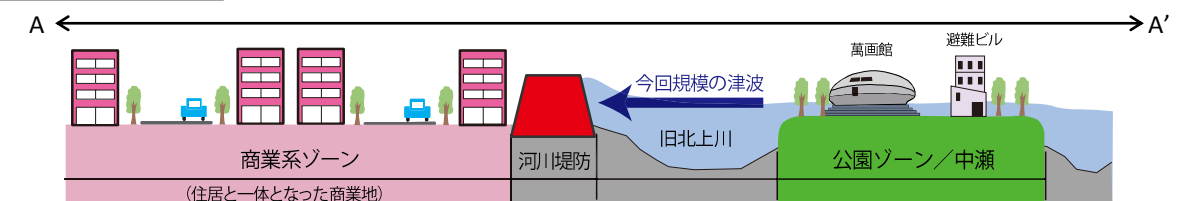
⇒防災集団移転促進事業、都市公園事業

河川堤防

旧北上川沿いでは、河川の氾濫から市街地を守るだけでなく、中瀬などと一体となり、利用しやすい堤防として整備します。

⇒堤防整備事業

津波防御の考え方



ゾーン別の生活再建支援方策

商業系ゾーン

これまでと同じ土地利用ができるゾーンです。

これまで居住されていた方

これまで事業を営んでいた方

◆**現在の位置で、住宅の建設や店舗などの再建を行うことができます。**

都市計画道路などの公共施設にかかる方

道路用地として整備することになりますので、**住宅や店舗などによる利用はできなくなります**が、**用地については買収**させていただきます。ただし、今後、詳細な測量や設計を行いますので、改めてご協力をお願いします。



公園ゾーン

公園用地となりますので、**住宅や事業所(工場や商業等)などによる利用はできなくなります**が、**用地については買収**させていただきます。

これまで居住されていた方

◆**現在の位置では、住宅を再建いただくことはできなくなります。**そこで、以下の3つの選択肢があります。

- ①市が整備する新たな移転先(蛇田地区)で再建する → ◇土地を購入または借地していただき、住宅を新築できます
- ②災害公営住宅に入居する → ◇災害公営住宅の抽選に応募できます(住宅を失った方)
- ③上記以外を希望される方 → ◇自ら移転先を探す(個別にご相談ください)

これまで事業を営んでいた方

◆**現在の位置では、新築や事業所の再建などはできなくなります。**

◇事業所の移転先などは、ご自身で探していただくことになります(個別にご相談ください)。



新たな移転先の住宅団地における住宅再建モデル ～防災集団移転促進事業活用例～



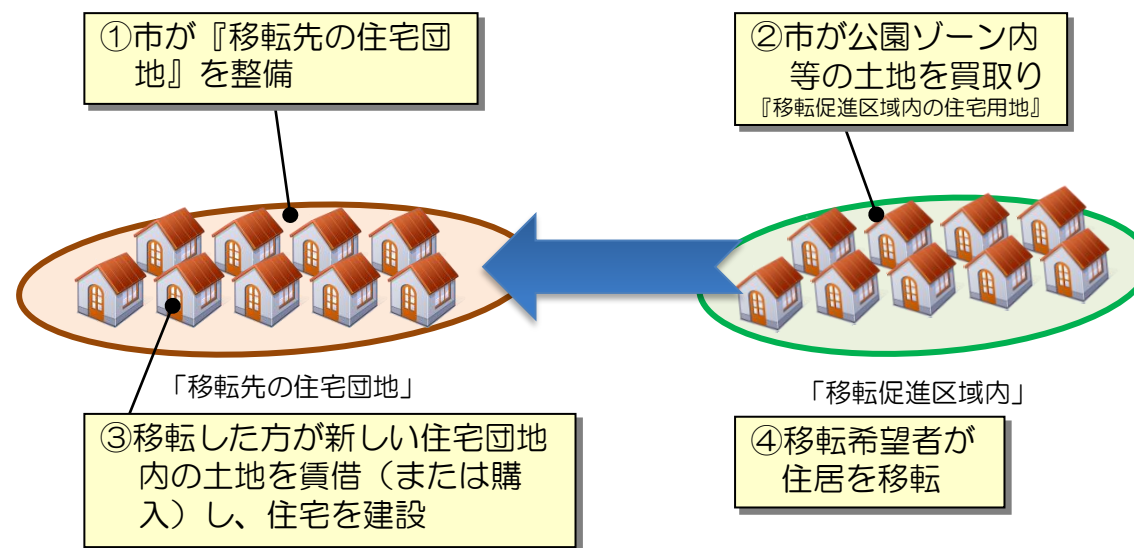
平成23年3月11日時点で公園ゾーン内にお住まいの方および河川堤防上にお住まいの方が移転する場合には、以下の支援策が活用できます。

- 1.住宅を建設する際の借入額の利子に対して支援します(最大444万円)
 - 2.住宅用地を購入する際の借入額の利子に対して支援します(最大206万円)
 - 3.住宅の移転に伴う家財道具の運搬などの費用を支援します(最大78万円)
- ※上記1.および2.は、市が整備する住宅団地に移転する場合のみ適用されます。

上記のほか、生活再建支援制度(加算支援金)に基づき、住宅の再建方法に応じて支援が受けられます(最大200万円)※災害発生日から37カ月以内の申請が必要

注:いずれの場合においても、**住宅等の建設費は個人の負担**となります

◆住宅を移転する場合の住宅再建までの流れ



ステップ	移転者の支出	移転者への支援策
①市が『移転先の住宅団地』を整備	なし	—
②市が公園ゾーン内等の土地を買取り『移転促進区域内』	—	元の宅地の売却代(※1)
③移転した方が新しい住宅団地内の土地を賃借(または購入)し、住宅を建設	借地料(または土地購入費)と住宅建設費(※2) あり	住宅建設・土地購入に係る借入金の利子相当分 【限度額】444万円(住宅建設) 【限度額】206万円(土地購入)
④移転希望者が住居を移転	移転費用(家財の運搬費など) あり	移転費用(家財の運搬費など) 【限度額】78万円

注)

※1: 従前地の買取り価格については、今後国の制度設計が確定した段階で個別にご提示いたします。
※2: 移転先の借地料及び土地分譲価格は、今後実勢価格の調査や借地料算定基準を定めた段階でお知らせします。